

「感染防止認証マーク」利用規約

「感染防止認証マーク」利用規約（以下「本規約」という。）は、福岡県が、運営する「感染防止認証マーク」（以下「認証マーク」という。）及びその申請フォーム（以下「フォーム」という。）の利用に関しての規約です。認証マークの作成を希望する事業者等は、本規約に同意したうえで、申請フォームに必要な情報を入力し、申請を行ってください。また、認証マーク及びフォームのご利用をもって本規約の内容を承諾頂いたものとみなします。

なお、本規約の内容は、必要に応じて、事前の予告なしに変更されることがありますので、認証マーク及びフォーム利用に際し、利用規約の最新の内容をご確認下さい。規約が改定された場合は、福岡県ホームページ上に掲載した時から改定後の内容が適用されます。

目的

第1条 新型コロナウイルス感染症の拡大防止と社会経済活動の両立を図るため、事業者は、感染防止対策の徹底を図ることが求められています。そこで、福岡県は感染防止対策に必要な基準をすべて満たしている事業者に対して認証マークを発行することにより、利用者に対し、感染防止対策を徹底している飲食店であることをお知らせします。

運用管理等

第2条 本フォームは、福岡県が管理者として運用管理します。

申請

第3条 認証マークを希望する事業者（店舗運営者等。以下「申請者」という。）は、福岡県が設置する本フォームに必要な事項を入力し、福岡県に申請してください。

申請要件

第4条 対象は、飲食業に属する事業者（食品衛生法（昭和22年法律第233号）第52条第1項に規定する許可を受けた者をいい、暴力団員であるもの又は法人であってその役員のうち暴力団員である者がいるものを除く。）が営む県内の事業用施設で専ら飲食の提供を目的とするもの。ろ店営業のうち、許可を得て屋台を一定場所（公道、公園等公の管理に属する場所に限る。）に定置し、営業終了とともに撤去する営業（定置屋台）。

- (1) 特殊形態営業（仮設営業、ろ店営業、臨時営業）
 - (2) 持ち帰り、宅配専門事業者
- 2 申請は認証マークを設置する店舗ごとに行うものとします。
- 3 認証マークの発行を受けた事業者（以下「利用事業者」という。）は、認証マークを店舗の利用者が閲覧しやすい場所に掲示してください。

留意事項

第5条 本フォームの利用について、申請者は次の事項に留意してください。

- 1 本フォームにおいては、申請者の情報の入力が必要です。なお、入力いただいた内

容につき、以下の点にご注意ください。

・ご入力いただいた内容のうち、業種、事業所・店舗名、所在地については、福岡県のホームページ等において公表される可能性がありますので、個人を特定できる情報の入力を行わないでください。

・業種、事業所・店舗名、所在地については、福岡県がオープンデータとして公開することに同意いただいたものとみなします。

・業種、事業所・店舗名、所在地及び電話番号については、第三者へ提供を行うことに同意いただいたものとみなします。

2 利用事業者に対し、福岡県又はその指示を受けた者が予告し、または予告なく施設を訪問し、感染防止対策について直接確認を行います。また、取材等の協力をお願いする場合があります。

利用環境

第6条 本フォームは、すべての利用環境に対して完全な動作を保証するものではありません。申請者の環境や利用する機器によって、一部又は全部の機能が利用できない場合があります。

免責事項

第7条 福岡県は、申請を受けて発行した認証マークの内容並びに、本フォームにつき、事実上又は法律上の瑕疵（安全性、信憑性、正確性、完全性、有効性、特定の目的への適合性、セキュリティなどに関する欠陥、エラーやバグ、権利侵害などを含みます。）が無いことを明示的にも黙示的にも保証しません。また、福岡県は申請者に対して、かかる瑕疵を除去して認証マークを提供する義務を負いません。

2 本フォームの利用及び利用できなかったことによって生じたトラブルやその他の損害について、福岡県並びにサービス提供者は、故意又は重過失がある場合を除き、一切の責任を負いません。また、これらの情報等を利用して生じた申請者又は利用事業者又は第三者の損害に対して、福岡県並びにサービス提供者は一切の責任を負いません。

費用

第8条 申請及び申請に必要な機器類は、利用者自らの判断と負担においてご用意ください。また、本フォームは無料で利用できますが、通信費及び認証マーク掲示にかかる費用は利用者の負担となります。

登録内容の変更等

第9条 利用事業者は、名称や所在地など認証マーク申請の際に記載した内容に変更が生じた場合は、速やかに修正を福岡県に対して申し出る必要があります。

2 申請内容が虚偽であった場合やその他福岡県が不適切と判断した場合は発行したデータの利用を禁止し、認証マークについても廃棄・撤去を命じ、その旨を公表する場合があります。

禁止事項

第10条 利用者が次の行為をすることを禁止します。また、悪質な場合には法的措置をとる場合があります。

- 1 登録情報・認証マークを第三者に貸与、譲渡、販売、又は再配布する行為
- 2 発行された認証マークを加工・編集・改ざんする行為
※デザインの改変を含まない拡大・縮小による二次利用を除く
- 3 有害なコンピュータプログラムを送信し、又は書き込む行為
- 4 本フォームの運営を妨害し、又は信用を毀損する行為
- 5 法令又は公序良俗に違反する行為又はそのおそれのある行為
- 6 他人の権利又は財産若しくは人格的利益を損害する行為
- 7 その他福岡県が不相当と認める行為

プライバシーポリシー

第11条 福岡県は、事業者名等の情報について次のとおり取り扱います。ただし、法令の規定に基づき司法機関又は他の行政機関から提供の申出があった場合は、この限りではありません。

- 1 申請者の登録情報は、感染拡大防止を目的として使用し、他の目的には一切使用しません。
- 2 統計的に処理された本フォームの申請数や事業者名簿等の情報については公表することがあります。
- 3 申請者の申請情報は、福岡県並びにサービス及びコンテンツ提供者が善良なる管理者の注意義務をもって管理します。

本フォームの終了

第12条 本フォームは、新型コロナウイルス感染症が収束するなど、福岡県が終了すると判断した際に、事前の予告なく終了することがあります。

準拠法及び管轄裁判所

第13条 本規約は、日本法に準拠する。また、福岡県との間で紛争が生じた場合、福岡地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

令和3年7月15日制定